

始



特247
80



東亞新秩序の建設と
米國のモンロー主義

末廣重雄



本叢書は教學の刷新振興並びに時局の正しき認識に資するため、「教學叢書刊行の趣旨」に基づき編輯したものである。

本篇は昭和十六年十一月二十一日教學局主催の日本諸學振興委員會第二回法學公開講演會に於ける京都帝國大學名譽教授法學博士末廣重雄氏の講演速記に、同氏の訂正加筆を経て上梓したものである。

昭和十七年二月

教學局

東亞新秩序の建設と 米國のモンロー主義

左の一篇は昭和十六年十一月二十一日夜開催の日本諸學振興委員會法學公開講演會に於ける講演の速記
に訂正を加へたるものである。大東亞戰爭勃發のため、多少現狀に即せざるところを免れない。

一

私は、今より三十年前即ち大正二年夏の頃、東京市神田區の青年會館に於いて、日米問題に就いて講演をしたことがある。これより先き明治四十年末、米國政府は我が政府に迫まり、謂はゆる紳士協約を以つて日本移民の渡米を大いに制限させたが、その後米國に於ける排日は年とともに熾烈となり、同國加州を始め西部諸州に於いて外國人不動產所有禁止法(普通にこれを土地法といふ)を制定實施して(加州に於いては大正二年八月)、在住日本人をその最も發展してゐた農業界より驅逐し

ようとした。そればかりではなく、その少し前の明治四十二年には米國國務長官ノックスが謂はゆる滿洲鐵道中立化（國際化ともいふ）に就いて、我が國を始め支那關係諸國に提議し、我が國の勢力を南滿洲から一掃せんと目論んだのであつた。かういふ次第であつたから、私は米國の横暴に憤慨の餘り、青年會館の講演會に於いて、「米國は日本人を劣等移民として排斥するから、彼等は已むを得ず去つて滿洲に赴き、新たなる運命を同地方に於いて開拓せんとしたのである。然るに米國は同方面に於いても執拗に妨害を加えるのである。然らば日本人は何處へ向かつて發展すればよいのであるか。日本人の前途は全く八方塞がりとなつた。若し米國が引き續き排日政策を實行するならば、日本人の忍耐には限りがある。他日米國は極めて非友誼的な日本を見出だして、後悔するときが来るであらう。米國人は一寸の蟲にも五分の魂があることを忘れるな」と叫んで、聊か米國人に警告を與へ、その反省を促したのであつた。然るに、最近の情勢を觀るに、日米兩國間に私の豫想したことが、不幸にして到來しさうになつた。どうも、日米交渉は最後の段階に達したやうである。國際關係は旦に夕を測るべからざるものであるから、今後如何に變化するか豫見することはむつかしいが、最惡の場合が近づきつゝあるやうに思はれる。多年及ばずながら、日米平和のため様の下の力持ちを爲し來たつた私としては感激無量である。

二

上述の通り、明治四十二年末、米國國務長官ノックスは滿洲鐵道中立化を我が國に提議し來たつた。この提議に就いては後にも述べる積もりであるが、ざつと次ぎのやうなものである。

滿洲の鐵道、それも我が國の鐵道のみでなく露西亞の鐵道をも含んで、即ち南滿洲鐵道と東清鐵道、この二つの鐵道を支那に回收させようとしたのである。但し支那にはその資金がないから、入用の金は支那關係諸國共同にて供給し、支那をして上記の鐵道全部を回收せしめ、そして、同國が借款全部を償還するまで、これを借款引き受けに參加したる諸國の共同管理の下に置かんとしたのであるが、この第一案の實行の望み難い場合には、第二案として渤海灣に在る連山灣を基點とし、錦州より鄭家屯に至り、洮南・齊々哈爾を經て黑龍江岸の愛珲に至る延長約千哩の錦愛鐵道計畫に賛成を求めたのである。第一案は、我が國が多大の犠牲を拂うて漸くにして得た南滿洲に於ける權益を奪取し、これを米國の弗の支配を陰蔽するため工夫せられたる國際管理の下に置かんとするものであり、第二案は南滿洲鐵道の平行線を敷設して、同鐵道の存在を脅威するものである。この飛車取り王手式のノックスの提議に賛成せんか、その第一案たると第二案

たるとを問はず、我が國は南滿洲に於ける經濟的・政治的發展の基礎を失ふこととなるのである。當時ノックスが駐米獨逸大使に語つたところによれば、提議の目的は「日本を滿洲より燐へ出さうとする」にあつた。大國日本を恰も狐や狸同様に取り扱はうとしたのであるが、我が國が露西亞と提携し、英・佛兩國の支持を得て反対したから、計畫は失敗に終はり、徒らに日米國交を悪化するに過ぎなかつた。

翌明治四十三年、時の米國大統領タフトはセオドール・ルーズベルトに對し、ノックスの提議に就いて意見を求めたが、ルーズベルトは、

米國は日本移民の排斥は是非とも斷行しなければならない。米國はこれを國策としなければならないが、日本との衝突は成るべく回避せねばならない。米國は出來るだけ、日本の好意を維持しなければ將來萬事都合が悪いであらう。然るところ、日本の重大利益は滿洲にあるから、米國は、日本に敵對するかまたは日本の利益を脅威する政策を滿洲に於いて採つてはならない。若し米國が日本と争はう思へば、當時世界最大の海軍國たる英國の海軍に匹敵するだけの海軍を建造しなければならないし、同時に世界第一の獨逸陸軍に劣らないだけの陸軍を備へなければならない。以上の準備なくして日本と争うては米國にとつて危險千萬だ。但し右様の強ければならない。以上の準備なくして日本と争うては米國にとつて危險千萬だ。但し右様の強ければならない。

大なる軍備を設けた上で戦うても、なほ滿洲の門戸開放といふ米國の目的をはたして貫徹することが出来るか、どうかは疑はしい。

と申し送つたさうである。然らば、何故にルーズベルトは、米國が滿洲問題に干渉することを好まなかつたか。蓋し彼は次ぎのやうに觀察したからであらう。發展力の偉大なる日本人を猫の額のやうに狭小で、しかも天然資源の乏しい島國內に蟄居せざるを得ざるに至らしめ、發展の途を塞ぐことは、日米平和のために危険極まりない。日本人をかゝる窮屈なる境涯に置くことは、丁度藥罐の口を密閉し、その下で火を焚くやうなものだ。藥罐は遠からず破裂するであらう。米國にとつて勝算のない日米戰争は避けねばならないと考へたからである。

然らば、その後の米國政府當局は支那問題に關して如何なる行動に出でたか、ルーズベルトの忠言を容れたか、といふに、殘念ながら馬の耳に念佛であつた。米國朝野の我が國に對する態度は、益々出でて益々横暴專恣となつた。大正九年（一千九百二十年）には加州始め西部諸州に於いては、上記土地法を改正し、舊土地法の下に於いて日本人に殘された發展の途を全く塞いでしまつたばかりではなかつた。日本人が、一般亞細亞人同様米國國法によつて入國を禁止せられることは、大國日本の威嚴を甚だしく傷つけるが故に、紳士協約の強化を以つてこれに代へんことを要

望した。然るに日本政府の申し出でを一蹴し、大正十三年の移民法を以つて、米國市民たるを得ざる外國人たるの故を以つて、日本人に米國の門戸を全然閉鎖した。そして、これとともに、滿蒙地方に關しては反日政策を無遠慮に遂行し、日米衝突を回避しなかつた。フーヴァー政府の如きはその一例である。同政府の國務長官スチムソンは、滿洲事變の際「不戰條約の約束及義務に違反する手段に依り成立することあるべき如何なる地位條約又は協約も之を承認する意思なき」旨を聲明し、この謂はゆるスチムソン主義によつて、今日儼然たる存在を有する滿洲國を無視し、南京政府をも未だに承認せず、蒋介石政權を支那の正統政府としてこれが援助を繼續しつゝあるのである。最近米國が東亞新秩序の建設、東亞諸民族の共存共榮を目的とする東亞共榮圈の組織を執拗に妨害せんとするは、一億日本人の憤慨に堪へざるところ、我が國が東亞新秩序建設の大國策を拠棄せざる限り、日米戦争は必至の勢ひととなつた。

かくの如く、米國が我が國の爲すところを妨害するのは何故であるか、蓋し米國政府は、その多年標榜する東亞延いては世界の平和を確立する所以であると考へるからであらう。けれども、蟹は真直ぐに前進するつもりでも、實は横這ひしつゝあると同じく、米國は東亞——世界の平和を破壊しつゝあるのではないか。「大男總身に智慧が廻り兼ね」の譬への通り米國の迂闊さ加減

は驚き入つたる次第である。

私は日米の平和延いては世界の平和を熱望する者である。若い時代から平和協會などに關係して、及ばずながら目的達成のために努力し來たつたのであるが、私の望むところは正義に立脚した平和である。奴隸と主人との如き不平等なる者の間の平和ではない。日米の平和は平等なる者の間に於ける正義に基づく平和であらねばならない。私は日米間に根本的國交調整の行はれんことを切望するが、それには膏薬張りの姑息療法では駄目である。妥協によつて當面を糊塗することは禁物だ。姑息なる解決は結局日米戦争を若干時間延期するに過ぎないであらうから、眞の日米平和のためには、抜本塞源の方策をこの際日米國交改善の上に施さねばならない。それには、米國をして「東亞は東亞民族に」といふ我々の主張を認めしむることが唯一の策で、それ以外に何等手段方法はないと確信する。

これがために、私は進んで米國のモンロー主義に就いて説明し、かつ批判したい。

三

モンロー主義は、今より約百二十年前即ち千八百二十三年十二月、時の米國大統領モンローが

歐洲勢力の西半球即ち亞米利加侵入を防止する目的として發した宣言の内容を指してゐるものであるが、その大統領の名に因んでモンロー主義と呼ばれ、爾來百二十年間米國の對外政策の指導原理となつたものである。

モンロー主義の歐洲諸國に對する部分は二つの原則より成り立ち、その第一は歐洲諸國は亞米利加に植民地を設くべからずとするのである。先づこのことから説明する。

モンローが宣言中に述べたところによれば、亞米利加は、第十八世紀末に於ける米國の獨立を始めとして中米及び南米地方も、宣言發表の頃には何れも母國より分離獨立し、亞米利加の全部は自由かつ獨立なる國家の所在地となつたから、歐洲同様無主の土地の残つてゐるものはない。従つて、歐洲に於いて新たに先占の方法によつて領土を取得し、これを植民地とする餘地がないと同様、亞米利加に於いてもこれを爲すことを得ないといふのである。

これより先き、第十八世紀中葉より、露西亞人は北米の最北部に在つて、ベーリング海峡を隔てて西比利亞と相對するアラスカから太平洋岸に沿うて南下し廣大なる土地を取得したから、露西亞はモンロー主義發表の頃には、北美の西北海岸はベーリング海峡より現在のヴァンクーヴァー附近まで自國に屬すると主張した。だから、米國は直接には露西亞に、間接には歐洲諸國に對

し、モンロー宣言の一部を以つて、將來に關して米國の主張を明白にしたのである。

四

第二に、歐洲諸國は亞米利加に干涉（嚴格なる意義に於ける干涉のみではない。廣義に解すべきである。）すべからずといふことは、モンロー主義の主要なる部分を爲すのである。

千八百五十年の維納會議によつて歐洲に平和が克復して後のことである。第十八世紀末に始まり約二十年間に亘つて歐洲を屍山血河の巷と化した大戦争の勝利者となつた墺太利・普魯西・露西亞の三大國に戰敗國たる佛蘭西を加へた歐洲の四大國は、維納會議に於いて建設した歐洲の新秩序の維持を國策とした。戰後歐洲に擡頭した民主主義及び民族主義に立脚して新秩序の打破を目的とする運動は、歐洲の新秩序と四大國の治者階級自身の立場を脅威するものとして、これが撲滅を目的として四大國政府は聯合した。彼等は謂はゆる正統主義を旗印として、世界をオートクラシーのために安全にすべく、革命の發生した西班牙や伊太利（伊太利半島の政治的統一の完成したのはずっと後のことで、當時の伊太利は未だ四分五裂して、半島の東北部は墺太利に隸屬し、その他は小國並立の有り様であつた）諸國の内政に干渉し、民主主義的革命の結果として成立した立憲君主政治を悉く打倒して、

舊制度即ち專制君主政治を復活するに成功した。

四大國は勢ひに乘じて、遠く亞米利加にまで乗り出し、同地方に於いて多年西班牙の植民地であつたが既にこれより先き分離獨立し西半球の先進國たる米國を學んで民主主義的共和政治を建設した謂はゆるラテン亞米利加諸國に干涉して、その獨立を踩み躡り、これ等諸國を再び舊西班牙の支配下に引き戻さうとした。四大國干涉の將に行はれんとするのを見て、米國は英國同様、こは棄て置き難き一大事であるとして、これを阻止すべく蹶起した。

米國が反対した理由の一は、米國の政治組織を手本として建設せられた民主主義的共和政治が滅亡し、四大國の勢力の下に專制君主政治が中米及び南米に復活する暁には、唇破れて齒寒く、米國自身の政治上の脅威となる懸念なきを得なかつたからである。この政治的理由の外に、當時未だ國力微弱なる米國をして起つて四大國の干涉に敢然反対せしめたのは、經濟的理由もあつた。といふのは、從來西班牙は、中米及び南米の植民地の貿易を本國人に獨占せしめ、外國人に對してはこれを閉鎖したのであつた。然るところ、これ等植民地が分離獨立するに及び、新興諸國は何れも門戸閉鎖政策を撤廃し、その貿易を一般外國人に開放したから、これに乘じて、米國人や英國人はモンロー主義發表の頃には、西班牙人に代はつて中米及び南米の貿易上重要な地位

を獲得してゐた。然るに若しこれ等新興諸國が四大國の干涉のために獨立を失うて、西班牙の支配下に復歸することとならんか、その門戸は再び閉鎖せられ、米國はこれ等諸國との通商貿易上、苦心して獲得した地位を喪失することを避け難いであらう。米國が四大國の干涉に反対したのにはかかる理由もあつたのである。畢竟、米國が四大國の干涉に反対したのは、政治上の關係に基づくばかりでなく、經濟上の利害の打算によるところも頗る大であつたといはねばならない。

以上の理由に基づいて、モンローは宣言の中に、

同盟國（四大國をいふ——筆者）の政治體系は亞米利加のそれとは本質的に異なるが故に……彼等の體系をこの半球の或部分に及ぼさんとする計畫は吾人の平和と安全とに危険なものと思惟せざるを得ない。……吾人が獨立を承認したる諸國（中米及び南米の新興諸國をいふ——筆者）に威壓を加へんとし、若しくはその運命を左右せんがために干涉するものあるときは、如何なる歐洲の國家より來たるを問はず、これを以つて米國に對する非友誼的意嚮の表現であると認めざるを得ない。

と力説し、四大國の無法なる共同干渉に反対した。要するに、米國は歐洲諸國殊に四大國に對し、亞米利加に手を出すなど警告したのであつたが、同時にモンローは宣言中に「吾人は専ら歐

洲諸國の利害關係ある事項に關する歐洲戰爭に干與せざりしと同時に、これに干與することは吾人の政策と一致せず」とか「久しく歐洲の天地を攪亂したる戰爭（第十八世紀末より第十九世紀の始めに亘る大戰争をいふ——筆者）の初期に於いて、吾人が歐洲に對して執りたる政策に變更なく、吾人は歐洲の國家の内政に干渉しないであらう」と強調し、米國は自制して、歐洲問題に干渉せざることを言明した。

惟ふに、米國の對歐洲不干涉はモンローが始めて主張したことではない。米國は千七百八十三年の巴里條約によつて英國より分離獨立するを得たけれども、當時の十三州は、領土は狹小、人口は僅かに四百萬、成員間の結束は極めて緩く、統一がなかつた。従つて國力未だ甚だ微弱であつて、若し歐洲諸國間の紛争の渦中に捲き込まれんか、惡戰苦鬪の結果漸く獲得したるその獨立を失ふ虞れが多分にあつた。だから、建國直後の米國の政治家例へば初代大統領ワシントンの如き、歐洲に對して孤立主義を守ることを金科玉條とした。彼は彼が政界より隠退して後、米國人が同主義を抛棄することによつて生すべき米國の安全と幸福とに對する危険を慮り、最後の教書（千七百九十七年）の中に、

外國に對して吾人の守るべき行爲の準則は、彼我の通商關係を擴張すると同時に、政治關係は

成るべくこれを少からしむるにある。
と述べ、

歐洲諸國に近づき彼等と人爲的連鎖によつて結び付けられ、彼等の間に生ずる種々なる聯合または鬭争に參加することは賢明なる政策ではない。

といひ、一般米國人に對し、孤立主義を以つて米國の對外政策の根本方針とすべきであるといふ遺訓を貽したのであつた。この遺訓は第三代の大統領ジエファソンによつて裏書きされた。彼は千八百一年の大統領就任演説に於いて「吾人の守るべき第一の根本準則は歐洲諸國間の紛争の渦中に投じてはならぬといふことである」といひ、如何なる國家とも「紛糾的同盟を結ぶべからざること」を力説した。更に彼はモンロー宣言發表の直前、モンローの諮詢に對し左の如く答へたといはれる。

吾人の遵守すべき規範は、第一に、決して歐洲の紛争の渦中に投ぜざること、第二に、歐洲をして亞米利加に發生する事件に干渉せしめざることである。南北アメリカは歐洲と全く異なる利益を有するから、歐洲と全く離れ、全く異なる政治體系を有せねばならない。歐洲は專制政治の要塞となる傾向あるに反し、吾人は新世界を自由の避難處とすべく努力せねばならぬ

い。

以上によつて、米國自らが歐洲問題に干渉せざることは、亞米利加の歐洲の勢力の侵入を許さることとともに、モンローが始めて主張したことではなく、彼以前に既に米國の有力なる政治家の主張するところであつたことを會得することが出来るであらう。

モンロー宣言發表後、米國の人口は増加し、領土もまた廣大となり、同國國力の強大なることの自信が出來るに伴うて、米國人は對外政策の指導原理たるモンロー主義を甚だしく歪曲し、擴張した。秘露サン・マルコ大學バレーク教授曰く「モンロー主義は甚だしく墮落し、歪曲せられ、その解釋も適用もモンローが宣明したるところのものとは全然關係を有せざるやうになつた」と。實際教授の評する程でなくとも、千八百二十三年のモンロー主義と今日のそれとの間には多大の相違があることを見出だすのである。

五

先づ、過去百二十年の間に、第一原則に如何に大なる變化が生じたかを検討しよう。

モンロー主義はその始めに於いては歐洲の或國家が亞米利加に於いて先占の方法により領土を

獲得し、これを植民地とすることに反対するに過ぎなかつたのであつて、あらゆる方法によつて、こゝに領土を取得することを禁じたのではなかつた。然るにその後漸次意義を擴大し、如何なる方法によつても、亞米利加に於いて、歐洲の國家が亞米利加の國家より僅かの領土を取得することにも反対するやうになつた。更に進んでは、歐洲の國家が歐洲の他の國家より、その亞米利加に於いて有する領土を譲り受けることにも反対した。實はこの後の場合も、モンロー主義發表前即ち前世紀の始め頃、既に米國政府の屢々主張したところであるが、モンロー主義發表後に至りこの主張を一層強化したのである。第一原則に基づくモンロー主義を徹底的ならしむるものには、既成事實を全く否認し、亞米利加より歐洲諸國を悉く撤退せしめねばならないであらう。歐洲の或國家が亞米利加に於いて有する領土を歐洲の他の國家に移轉譲渡することに反対するが如きは、蓋し「亞米利加は亞米利加人に」の理想を實現する一つの手段といふべきであらう。かつてジエファソンは米國は西半球より一切の歐洲の勢力を排斥することを目的とすると公言し、國務長官ヘンリー・クレー（一八二五一—一八二九年）は米國は全亞米利加より歐洲の勢力を排除する義務を有する旨を宣言した。セオドール・ルーズベルトも「亞米利加を眞に愛する者は歐洲の國家がこゝに寸土尺地も領有せざる時期の到來するを期待せねばならない」と力説したことがある

が、上記有力者の言に徴して、米國人が如何にモンロー主義を徹底的ならしめんと熱望するかを窺ひ知ることが出来るであらう。

今日に於いては、モンロー主義は、その対象とするところは獨り歐洲の國家に限らず、廣く非亞米利加の國家即ち亞細亞の我が國をも包含し、更に場合によつては、或非亞米利加の國家と特殊なる關係を有する或會社または組合が亞米利加に於いて土地を取得することにも反対するのである。

大正元年四月頃、米國に於いて、日本の一會社がメキシコ低加州マグダレナ灣（太平洋沿岸に在り）附近の土地を買収し、日本海軍に於いて同灣をその根據地とすべく計畫中であるといふデマが飛んだ。これを信じたのかどうかは判然としないが、兎に角これを理由として、當時より排日論者として知られ世界戰爭後對獨講和條約批准案が米國上院に提出せられたとき「日本は戰爭を職業とす」と我が國を惡罵し、侵略國呼ばはりした同院議員ロッジが、この事件に關する調査報告を大統領タフトに要求する決議案を上院に提出し、可決せられた。聞くところによれば、前年の春紐育の一米國會社が我が國の東洋汽船會社に交渉し、マグダレナ灣地方に日本移民を送遣せんとしたことがあつた。この計畫は實現の可能性がなく、結局立ち消えとなつたが、右の事實から段

段話しが大きくなり、上記のデマが飛んだのであらう。從つて、同年五月大統領が國務長官ノックスの報告書を添へ「米國政府は日本政府が直接または間接にメキシコに於いて土地を取得せる事實または取得せんとする意志ありと認むべき事實の存在を認めず」といふ教書を發したのは當然のことで、それで不安を一掃した筈である。それにも拘はらず、上院は「將來に於ける日本の類似の行動を豫防する必要がある」といふことを理由として、同年八月ロッジ決議またはマグダレナ灣決議として一般に知られてゐるところのものを可決した。直接我が國に關係があるから、その要點を左に譯載する。

陸海軍の目的のため占領せられるときは米國の交通又は安全を威嚇する虞れあるの地位に在る亞米利加大陸の港灣または他の地點が、非亞米利加の政府と特殊なる關係を有する或會社または組合の有に歸するときは、陸海軍の目的のため管轄する事實上の力を當該政府に與ふることとなるべきにより、米國政府はかくの如き所有を默視する能はず。

この所謂モンロー主義のロッジ系ヨロツキによつても、如何に米國人の我が國を恐れること甚だしきや、如何に米國に於ける排日の根柢が深きやを推知することが出来るであらう。

六

次ぎに第二原則には如何なる變化が生じたであらうか。米國は廣く非亞米利加の國家の對亞米利加干涉をあらゆる手段によつて防止せんとして、これがためには、米國自らが亞米利加の國家に干渉するを憚らないのである。左に歐洲の干涉を排撃するモンロー主義の擁護を名として、米國が行ふこの種の干涉に就いて序でながら説明するであらう。

ラテン亞米利加(メキシコ國以南の二十の共和國をいふ)殊に謂はゆるカリブ海諸國に於いては前世紀始めの建國以來、内亂が頻々として起つた。蓋しこれ等諸國は西班牙などの植民地たりし時代に、民主政治の人民たる教育・訓練を受けなかつたにも拘はらず、米國を學んで民主主義的共和政治を實行したが、恰も氣候や地味の相違を考へず、やたらに外國の草木を移植したやうなわけであるから、美麗な花が咲く理がない。何れの國に於いても、支那同様立憲政治は滅茶苦茶となつた。政府に反対する者が政權に近づくには暴力に訴へ、非合法的に行動するの外に途がなかつたら、自然革命騒ぎが年中行事の一つとなつた。政府はこれが鎮壓のため少からざる戦費を要するはいふまでもないが、革命に成功して政府を乗つ取つた者も、その支出した戦費の負擔を國家に

轉嫁したから、國債は内外とも増加する一方であつた。従つてこれ等諸國の財政は紊亂し、外債の元利の支拂ひ不能となるを免れなかつた。そこで、これ等諸國の外債所有者の本國政府は黙つて見てゐる筈がない。前世紀の始めとは原因は異なつてゐるけれども、歐洲諸國の干涉の危険が襲來するに至ることは同様であつた。こゝに於いて、米國政府はモンロー主義擁護を名として、歐洲諸國の干渉を防止すべく、自ら債務不履行國の内政に干渉して、債務の履行をさせることとなつた。千九百四年大統領セオドール・ルーズベルトによつて主張かつ實行せられ、その後タフト、ウイルソン等が引き續いて行つた謂はゆる巨杖政策によつて、上記カリブ海諸國は歐洲方面より來る干渉は免れけれども、米國の干渉のために獨立を侵害せられた。これ等諸國は前門の狼を防ぎ得たけれども、後門に虎を迎へた感なきを得なかつたであらう。

七

最近のモンロー主義は、上述の通り、その意義を歪曲擴大した。米國は非亞米利加の國家の亞米利加侵入に反対するやうになつたが、强大となれる米國の國力は同國の主張を權威あらしめ、今次の世界戰爭直前までは、歐洲諸國は、亞米利加に於いて領土を取得するとか、新世界に干涉

するとかいふやうなことを憚つた。然らば米國自身はどうか。「亞米利加は亞米利加人に」と主張する以上、「舊世界は舊世界人に」を認め、西半球以外に手を延ばして領土を取得することを差し控へたかといふに決してさうではなかつた。自國は無遠慮に侵略を行ひ、國土を膨脹したのであつた。

西半球に關することではあるが、同半球の極西端に位し、今日では米國の東亞進出の前哨基地となつてゐる布哇群島に於いて、前世紀末同地在住の米國人が米國公使と同國軍艦との庇護の下に革命を起こして同島の王朝を顛覆し、ついでこれを米國に併合したのは何たる事だ。正義とか非帝國主義とかを麗々しく看板となし、我が國を侵略國として散々毒ついた米國人として心に疚しいことはないのか。時を同じうして、米國は西班牙領キューバの統治に難癖をつけて西班牙に宣戰し、戰勝のあげくキューイバを獨立せしめ、圖々しくも、直ちにこれを自國の保護の下に置いたばかりでなく、同國より比律賓群島及びグアムをも奪取したではないか。ウエーキ、ソロモン諸島は如何。更に米國は英帝國崩壊の曉には、その遺産相續人たるべく、東亞のジブラルタルといはれる新嘉坡を狙つてゐたといはれるではないか（大東亞戰爭のため一場の夢となつてしまつたが）。自國はかやうに誰憚らず帝國主義を行ひながら、他國を侵略國呼ばはりするのである。何たる心臓の

強さであらうか。

八

上述の通り、米國はモンロー主義によつて、非亞米利加の國家の亞米利加問題干渉に反対しながら、自國は無遠慮に魔手を延ばして歐洲問題に干渉するのは周知のことではないか。極く新しい例を擧げれば、今次の世界戰争に於いて、米國は局外中立を標榜しながら、ナチズム打倒を公言し、英國援助に懸命となつてゐることは、今更取り立てて説明するまでもないことであらう。東亞問題干渉もまた明々白々たることではあるが、我が國に直接利害關係があるから、少しくこれを記述するであらう。

その一例は、米國政府が明治三十二年九月英・獨・露三國政府に、ついで同年十一月に至り日・伊・佛三國政府に對し、支那に於ける門戸開放に關し普通ヘイ主義として知られるところのものを提議し、賛成を求めたことである。米國のこの提議は表面上は公明正大で、往々人をして利他的のものであるやうに思はしめる。けれども、實は自國の利害の打算上提議したもので、全然米國本位の利己的のものに過ぎないのである。

抑、前世紀末、獨・露・佛・英諸國は支那に於いて各々領地を租借し、利益範囲を設け、支那を分割する勢ひであつた。若しこれ等諸國にして、自國の勢力下にあるこれ等地方に於いて、それ／＼通商上排他政策を行うたならば、これ等諸國に立ち後れて、租借地も利益範囲ももたない米國は大いに不利な立場に立つこととなつたであらう。米國の支那關係實業家中の有力者トーマス・ダブリュー・ラモントは次ぎのやうに論じてゐる。

種々なる事情によつて幾多の利益範囲が設けられ、支那の獨立と主權とを傷つくること甚大であつたが、この政策は支那を商業上數多の防水隔室に分割し、米國の如く隔室を有せざる國家をして通商上甚だしい不利、不便を感じしめたのであつた。

抑、前世紀末の米國の對支輸出額は同國の總輸出額に比ぶれば、取るに足らぬ程のものであつた。けれども對支輸出は年を追うて増加しつゝあつた。四億の人口を有する支那が米國工業の製品の市場として前途極めて有望であることは、千八百九十七年度の米國國務省通商局年報の中に記され、當時米國人中、米國の東亞貿易は他日歐洲貿易を凌駕するであらうと考へる者が少くなかつた。支那の經濟上の潛勢力を對する打算が、米國人の支那貿易觀を動かしたことは疑ひがない。従つて、當時の實際上の必要よりも將來に對する希望に基づいて、或歐洲の國家による支那の經濟的發展に備へんとする政策は米國朝野の注意を惹いた。

然らば米國は、同國の商工業にとりて有望なる將來を有すると考へられた支那の市場を閉鎖せられる危險について、如何なる對應策を講すべきであつたかといふに、少くも三つの方策があつた。

第一策は、支那に於いて、獨・露・佛・英四國の有したる租借地、利益範囲等は、支那の獨立・領土保全を毀損するものとしてこれを打破し、かつ將來新たにこれを設けしめざること。

第二策は、米國自身も支那分割の仲間入りをなし、自國の租借地、利益範囲等を設くること。

第三策は、右四國の有したる租借地、利益範囲等は既成事實としてこれを承認するとともに、これ等を一切の國民の通商に對して開放せしむること。

按するに、當時東亞に政治的進出をなしたばかりで、同地方に於いて勢力未だ微弱であつた米國が、單獨で第一策を行ひ現狀打破を叫んだからとて成功する見込みは全くなかつた。而も、千

八百九十七年當時の米國大統領マッキンレーは本來帝國主義者であり、彼の下にあつて、同政府の有力者であつた陸軍長官タフト、海軍次官のセオドール・ルーズベルトの如き何れも同主義者であつたから、第二策に絶對反対といふわけではなかつたであらう。ではあるが、獨・露・佛・英四國は既にそれ／＼支那の重要な地方に割據してゐたから、米國が第二策を採用して、自國のために租借地、利益範囲等を設けんとしても、適當なる地方を見出だし難かつたであらう。而も、明治三十三年即ちヘイの提議のあつた翌年の末、米國政府は臺灣の對岸の福建省（我が國は支那をしてその不割譲を約さしめてゐた）に於いて、同國海軍の貯炭所を設くべく一つの港灣を租借せんとしたことがあつたが、我が政府の反対に遭うて、中止するの已むなきに至つた。米國の非帝國主義の看板には大いに偽りがある。世の中には、往々道徳家の假面を被つて悪事を爲す者があるが、米國もその仲間であつて、油斷のならぬくはせ者であるといはねばならない。

結局米國政府は第三策をとつた。國務長官ヘイは支那關係六ヶ國政府に對して、支那に於ける列國の通商に對する機會均等謂はゆる門戸開放を提議し、賛成を求めた。ヘイの提議には如上の理由があつたので、支那分割のバスに乗り遅れた米國にとつては、遅れ馳せに駆け着けて、バスに割り込む巧妙な手段であつた。

九

上述の如く、米國はモンロー主義により非亞米利加の國家の對亞米利加干渉を排撃しながら、自國は門戸開放主義を利用して東亞に侵入し、同地方の問題に干渉するを憚らぬばかりでなく、日本の勢力を支那殊に満洲より驅逐し、自國が取つてこれに代はらんとしたのであつた。これに關して、上述のノックスの満洲鐵道の中立化並びにこれに關聯してハリマンの南滿洲鐵道の日米合辦計畫に就いて語るであらう。

明治三十八年日露戰爭末、當時米國の鐵道王といはれたハリマンが今日の南滿洲鐵道を日米合辦にて經營せんことを、時の日本政府（桂内閣）に提議したのである。彼は彼が支配した米國の大北鐵道や、太平洋郵便汽船會社などを今日の南滿洲鐵道と聯絡し、露西亞の東清鐵道並びに西比利亞鐵道を利用して歐露に出で、バルト海及び大西洋を經由して紐育に達する世界一周の大交通路を米國の資本の勢力下に置く大計畫を立て、この計畫實行の手始めとして、明治三十八年八月三十一日（日露講和條約の調印は翌九月五日）態々來朝して、桂首相と會見し、直接交渉した。彼は首相に對し、我が國が日露講和條約によつて露西亞より讓渡せらるべき長春以南の鐵道、現在の南滿

洲鐵道の新京・大連・旅順線を獨力で復舊・改造・擴張することは、戰後財政窮乏の折り柄定めし困難であらう。米國の資本を利用することは賢明の策ではないか。米國には資金ならばいくらでも用立てる力がある。日本は露西亞より讓渡せらるべき鐵道を提供し、日米合辦により經營しようではないかと甘言を以つて誘つた。ところが驚くべきことには、我が國の三元老がこれに賛成したのであつた。三元老とは井上侯、山縣公、伊藤公の三人であつて、この三人の中で、最も經濟財政に明るく、かつ豫てより恐露病患者として知られた井上侯は、南滿洲の鐵道を日米合辦により經營し、米國の勢力を同地方に入れしめたならば、露西亞は米國を憚つて、將來同地方を侵略することはないと考へ、率先してハリマンの提議に贊意を表した。山縣・伊藤の兩公は經濟・財政通の井上侯が賛成するならば自分達には異議がないといふことになり、結局同年十月十三日、日本政府代表桂首相と米國財閥を代表するハリマンとの間に日米合辦に關する豫備協定の調印があつた。

この協定によれば、日米は南滿洲の鐵道に就いて共同かつ平等の所有權を有し、撫順などの炭礦採掘のため組織せらるべき會社に對しても共同利害關係を有し、かつ「滿洲に於けるあらゆる

企業の發展に就いても、原則として日米は平等利害關係者としての權利を有す」るのであるから、我が國は國運を賭して漸くにして獲得せる南滿洲の鐵道と利權とを、僅々數億圓の目廻れ金のために米國財閥に捧げんとしたのである。何と大變な約束をしたものではないか。若し當時上記協定の成立を阻止する者がなかつたならば、我が國の生命線といはれる滿洲は米國資本の支配するどころとなり、我が國の勢力は同地方から一掃せられてしまつたであらう。この時に、これは帝國的一大事と、決然起つて反対したのが小村侯であつた。

小村侯は我が國の全權としてボーツマス講和會議に赴き、會議を終へて、歸朝の途に上の直前より發熱し、起居も不自由なる病軀のまゝ、十月十六日即ちハリマンが上掲の豫備協定を懷にして、我が事成れりと喜色満面、歸路に就いてより三日の後横濱に歸着した。そして、侯が劈頭第一に耳にしたのが上記協定成立の話しだつた。侯はこれを聞いて悲憤慷慨その極に達した。當時小村侯の隨員の一人であつた本多熊太郎氏が『魂の外交』中に述ぶるところは、侯の怒髮冠を衝くの光景を描き出してゐるから、左にその一節を同書より轉載する。

山座君が右の成行（南滿洲の鐵道を日米合辦といふ方式でハリマンの手に奪ひ取られる豫備協定の調印があつたこと）——筆者）を御話すると、流石に沈着な小村さんも椅子から飛び上らんばかりに驚かれ、卓を叩く。

いて、

さうか。そんなことがありはせぬかと案じたから、俺は脚腰も起たぬ病軀をかへげて歸朝を急いだのだ。こんなことをやられては、日露戦争の結果は水泡に歸し、百難を排して漸く贏ち得た満洲經營の大動脈が米國に奪はれてしまふ。ヨシ、早速之を叩き潰す『魂の外交』二三〇頁)。

侯は上陸早々、桂首相を始め井上・山縣・伊藤三元老その他協定作成に關係した有力者を訪問し、協定を破棄せざるべからざる所以を力説した。その主たる理由は、

十萬の碧血を流し二十億圓の國帑を費して漸くにして得たる南満洲の鐵道及び利權を日米合辦事業とし、南満洲の門戶を開放することは日本國民の忍ぶ能はざるところである。といふにあつて、侯は遂に廟議を覆すに成功した。米國の勢力が満洲に侵入するのを、危機一髪といふところで喰ひ止めることを得たのであつた。

十

さて、ハリマンの日米合辦の提議と米國政府との關係はどうであつたのであらうか。彼は米國

政府の傀儡ではなく、同政府の指し金で動いたのではないとしても、かゝる重大問題を米國政府の了解なしに、全然自己の計算に於いて勝手にやつたものとは思へない。況んや當時の駐日米國公使グリスカムがハリマンの來朝中彼の先棒を擔いで種々奔走したことを見ると、少くとも米國政府の了解のあつたことは疑ひがない。

かくして、南満洲の鐵道の日米合辦に關するハリマンの計畫は粉碎せられた。その後數年ならずして、米國政府は同鐵道を米國資本の支配の下に置き、我が國の勢力を南満洲より驅逐するため、米國政府自ら舞臺の正面に現はれることとなつた。明治四十二年の満洲鐵道の中立化に関するノックスの提議はこれである。この提議はノックスのいふところによれば「ヘイの門戶開放政策を實行する最も有效なる手段少くともその一」であつて「満洲の完全なる通商の中立化を成就し、從つて満洲を巨大なる通商の中立地に變じて、世界の平和に大なる貢獻を爲すもの」であるさうである。けれども我が國の立場に立つて觀れば、多くの血と財とを犠牲にして漸くにして得たる南満洲に於ける重大權益を横取りし、これを米國の支配を隠蔽せんがため工夫したる國際管理の下に置き、同地方に於ける我が國の利益範囲を打破せんとする陰謀に外ならない。既成事實は承認するといふ明治三十二年のヘイの提議の趣旨を無視するものといはざるを得ない。

ノックスの提議は、共通の脅威を感じた日・露兩國の断乎たる反対(同盟の誼に基づいて英・佛兩國の支持を得たる)に逢着して潰滅した。

要するに、米國は支那に於ける門戸開放を利用して東亞に進出し、同地方の問題に干渉する端緒を開き、延いて、東亞の指導者を以つて任する我が國の勢力を排撃し、自ら東亞の覇者たる地位を確立せんとしたのである。支那事變勃發後に於ける日米紛争もまた、米國が門戸開放に關して我が國の九國條約違反呼ばはりをなしたるに由來するのである。恐るべきは米國の限りなき野望ではないか。

その他、米國が或ひは西比利亞出兵問題に關して我が國に干渉し、或ひは日英同盟の廢棄を英國に迫まり、或ひは蒋介石政権を援助して、支那事變の解決を妨げてゐることなどは、々々こゝに列舉するまでもないであらう。我が國の進路の前に立ち、東亞新秩序の建設に關して我が國に干渉し、その完遂を妨害するのは、非亞米利加の國家は亞米利加問題に干渉する勿れと呼稱する米國自身ではないか。米國は餘りにも我が儘勝手であり、餘りにも横暴不遜であるが、これに關聯して私は、「頭は俺のものだ。尻尾もお前にはやらない」といふヤンキー根性を巧みに言ひ現はした言葉を思ひ出さざるを得ない。

米國が未だ英國の植民地であつた時代、同植民地の住民であつた英國人——現在の米國人の祖先に就いての話である。一英國人がアメリカ・インディアン——土着の有色人と一緒に魚を取りに行つて、一匹の魚が手に入つた。そこで分配の話になつたとき、その英國人は傲然として「ヘッド・アイ・ウイン・テール・ユウ・ルーズ(Head I win, tail you lose.)」、即ち「頭は俺のものだ。尻尾もお前にやらない」というて、その魚を丸取りしてしまつたさうである。流石にかかる横暴であり、貪慾である英國人の子孫のことであるから、現在の米國人は、自國は歐洲問題なり、東亞問題なり欲するまゝに干渉するけれども、非亞米利加の國家に對しては、一切亞米利加問題に干渉するなど主張するのである。上記の言葉は、米國の歐洲若しくは東亞の國家に對する態度をはつきりと説明してゐるではないか。

十一

モンロー宣言の公にせられた千八百二十三年は交通機關の未だ甚だ幼稚なる時代であつた。歐洲と亞米利加との間の交通には、帆船を専ら使用してゐたから、片道に約一ヶ月を要したのであつた。従つて米國の孤立主義——歐洲諸國間の紛争に超然たる政策も容易に實行が出來たのであ

る。然るに、その後世界の情勢は、蒸氣機關の發明、應用によつて根本的に變化した。千八百三十七年には「グレート・ウェスター」といふ三千噸級の外輪蒸氣船が始めて大西洋上に現はれた結果、英國と米國大西洋岸との間の交通に要する時間は半減せられた。それ以來蒸氣船の噸數は漸次増大し、速力は百年前に數倍するやうになつた。歐洲と米國とは比鄰のやうになつた。かやうになつて來ると、米國と歐洲との政治・經濟關係は非常に密接になるから、孤立主義の實行などは、到底出來たものではない。米國の東亞進出は世界が大いに縮小した今日避くべからざることであるといふならば、舊世界に國を爲す者の新世界進出も當然認めねばならないではないか。交通機關發達の結果として、米國は東亞問題に干渉せざるを得ないならば、非亞米利加の國家の亞米利加進出も否認することを得ない筈ではないか。

私は考へる。日米間に大紛争が生じたこの機會に、將來の平和のため、兩國間に新關係を樹立することは喫緊事である。然らば、新關係の樹立とは如何にすればよいか。要するに米國が我が國を含む非亞米利加の國家に對し「亞米利加は亞米利加人に」を要求する以上、我が國は日米平和のために、今後亞米利加への進出を差し控へるべく、また現に進出する意思を全く有しないのである。これと同時に、我が國が米國に對して「東亞は東亞民族に」を主張することは断じて

不合理ではなく、前世紀末の東亞進出前に還るべきを要求するのは、日米平和のため、當然のことであらう。そして、米國がこれを承認することは、「外國に對して吾人の守るべき行爲の準則は、彼我の通商關係を擴張すると同時に、政治關係は成るべくこれを少からしむるにある。」といふ國祖ワシントンの上掲の遺訓の趣旨に副ふ所以ではないか。

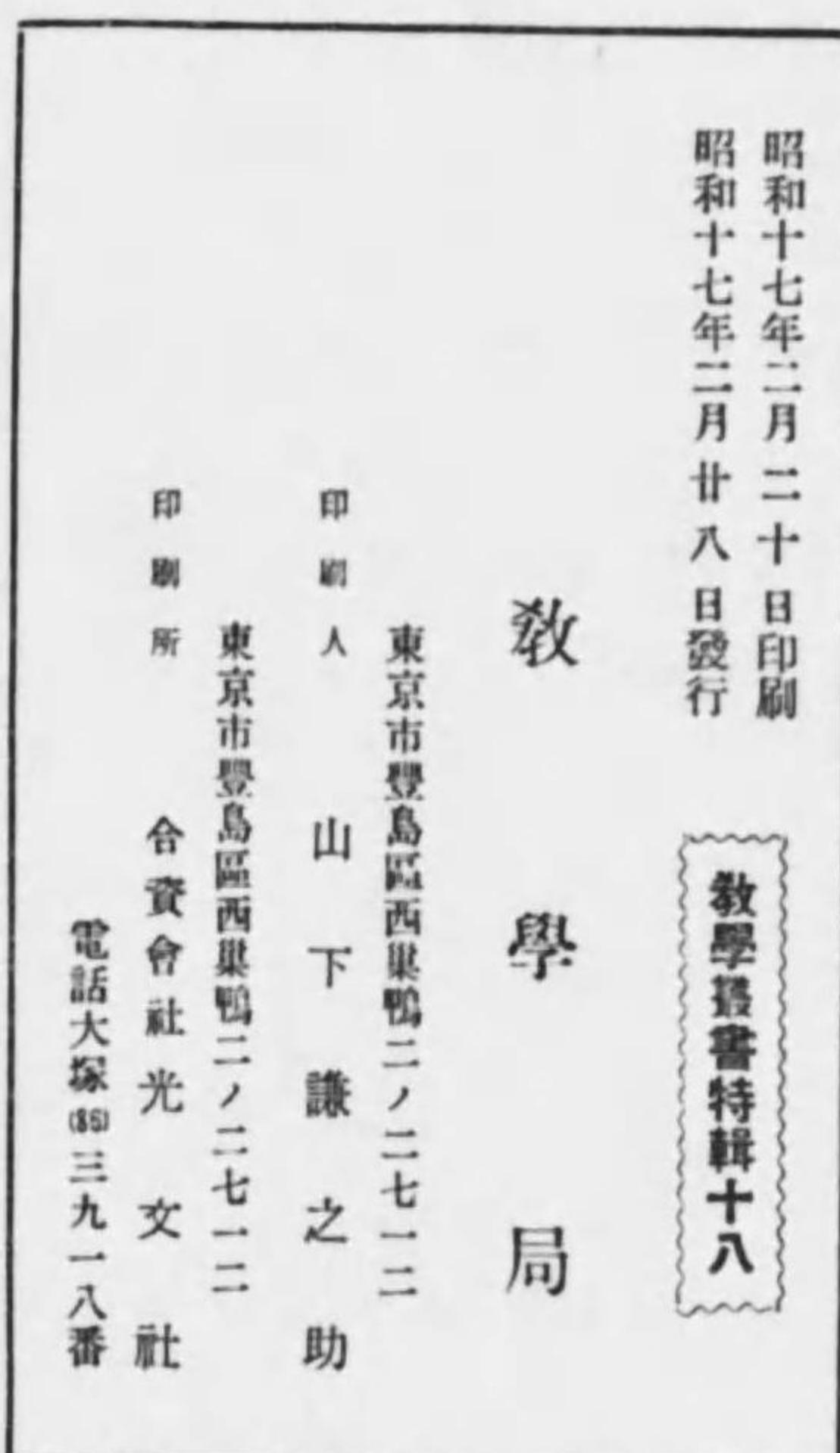
私は東亞延いては世界の平和のため、米國が東亞問題に對する態度を根本的に改めることを要望する。

(追記) 昨年十二月八日、我が政府の發表にかかる今春以來日米兩國政府間に行はれた兩國交調整問題に關する交渉經過によれば、米國政府の態度は傲慢不遜を極め、獨善的であつたが、就中同政府の十一月二十六日の提案に至つては、横車を押すの甚だしいもので、以上に説明した米國人氣質を暴露してゐる。

同提案中、米國政府が我が政府に對し、

- (一) 日本政府は支那及び佛領印度支那より一切の軍隊を撤收すべきこと。
- (二) 日米兩國政府は重慶政府を除く如何なる政權をも軍事的・政治的・經濟的に支持せざること。

を要請する條項がある。これによれば、米國政府は引き續き蔣介石政權を援助し、對日抗戰を繼續せしめ、東亞新秩序の建設を妨害するが、他方我が政府に對しては、支那（及び佛領印度支那）よりの全面的撤兵を求めて、南京政府の支持を中止せしめ、同政府を崩壊するに任せよと要望するのである。正にこれ米國人一流の「頭は俺のものだ。尻尾もお前にやらない。」主義でなくて何であらう。（一月二十五日）



420
24

終

